

仕様書（案）

1 概要

（１）委託業務の名称

令和７年度 World One Health Congress 誘致に係るサイトビジット受入支援業務

（２）業務の概要

World One Health Congress（以下「WOHC」という。）の福岡開催誘致のため、WOHC事務局員の円滑な受入及び福岡滞在中に福岡をPRするための企画やアテンドに係る支援業務を行う。

2 委託期間

契約締結から令和８年１月３０日まで

3 委託業務の内容及び留意事項

内容は以下のとおりとする。ただし、これらの事項に限定するものではなく、あくまでも目安とする。

（１）WOHC事務局員の渡航に係る航空・宿泊・ビザ等の手配

- ・WOHC事務局員３名のブリュッセル（ベルギー）～福岡（福岡空港着）間の渡航に係る航空（エコノミークラス、燃油サーチャージ・空港利用料・国際観光客税・保険を含む）・宿泊（シングル利用、朝食付き）・ビザ等について手配すること。
- ・旅程は令和７年１２月１０日に福岡空港着、令和７年１２月１４日に福岡空港発とすること。
- ・宿泊は、「ホテル日航福岡」（福岡市博多区博多駅前2-18-25）とするが、宿泊費用は本委託契約に含まないこと。

（２）福岡滞在中の企画、アテンド

- ・視察先は、WOHCの会場候補地（福岡国際会議場）を除き、その他滞在中の視察先を企画すること。視察先には、ホテル（星ごと）やガラディナー候補会場を含めること。なお、WOHCの会場候補地の視察は令和７年１２月１１日（時間帯未定）を予定しているが、この会場内におけるアテンド等は本委託業務に含めない。
- ・WOHC事務局員が福岡に滞在する間の朝食（宿泊ホテル可）・昼食・夕食・その他飲食を手配すること。
- ・WOHC事務局員の移動を手配すること。
- ・WOHC事務局員との協議の時間を設け、会場を手配すること。また、Professional Congress Organizer（PCO）あるいはDestination Management Company（DMC）として、WOHC事務局との協議に参加すること。協議には、ケータリング、映像関係（※）事業者（要英語対応）を同行させること。

※ これまで開催された WOHC では、各セッションをオンラインで同時配信しており、映像関係事業者と技術的な協議が必要。

- ・視察が円滑に進むよう、視察先や移動に係る事業者と事前に調整すること。
- ・これら滞在中の視察や移動が円滑に進むよう通訳（One Health に関する専門用語の習得は不要、事前にビッドペーパーの熟読が必要）を用意し、アテンド（英語対応）すること。
- ・WOHC 事務局の視察に同行する人数は、誘致委員会事務局 2 名程度を考慮すること。
- ・福岡滞在中の連絡体制（緊急時を含む）を構築し、事前に関係者で共有すること。

（３）その他

- ・本業務にて企画した旅程案を令和 7 年 10 月 17 日（金）までに提出すること。
- ・WOHC 事務局員と令和 7 年 10 月 20 日（月）～23 日（木）の間に協議するため、そこで聴取した意向を企画内容に反映すること。
- ・本業務に係る関係者と協議・聴取等行った場合は、連絡先・協議内容等を記録すること。
- ・本誘致委員会の他、日本政府観光局（JNTO）及び福岡観光コンベンションビューロー（FCVB）等の MICE 誘致に係る関係団体と連携して業務を行うこと。
- ・本業務の企画、実施にあたっては、別添のビッドペーパーを参照すること。

４ その他の留意事項

- （１）為替レートは特に指定しないが、本事業の委託契約後の為替レート変動を理由とした契約金額の変更は行わない。
- （２）業務実施に関する協議を行った場合は、受託者がその都度議事録を作成し、委託者に提出すること。
- （３）受託者は、委託業務期間はもとより、委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて遵守すること。
- （４）本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- （５）業務遂行にあたって第三者の権利を侵害していた場合に生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- （６）制作物の著作権は、委託者に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、委託者と受託者の双方で別途協議を行う。
- （７）本業務の実施にあたっては、関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。
- （８）業務の各過程においては、委託者と十分な協議・連携の上、行うこと。
- （９）この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方で別途協議を行うこととする。

5 実績報告書

委託業務完了の日から起算した30日を経過した日または令和8年1月30日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（任意様式）を提出して検査を受けること。

なお、事業実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ・委託業務の実施内容
- ・委託業務収支決算（計算）書
- ・委託業務に係る支出の費目別内訳
- ・その他、実施事業の説明に必要と考えられる資料